

【概要版】

姫路市地域福祉計画



令和3年（2021年）3月
姫路市

(1) 地域福祉を取り巻く環境の変化

現在、少子高齢化、核家族化、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により地域社会が変容する中、いわゆる「制度の狭間」にある課題や、複雑化・複合化した課題が生じてきています。

こうした複雑化・複合化した課題を解決するため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と社会がつながり支え合う取り組みが生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

(2) 姫路市の動向

本市では、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画として、平成 17 年（2005 年）に「姫路市地域福祉計画」を策定し、平成 27 年（2015 年）には「2025 年問題」を見据えて高齢者、障害者、子ども等の福祉に関係する計画を踏まえ、6 年間の「姫路市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

(主な取組実績)

- 平成 27 年度 姫路市在宅医療・介護連携支援センター運営開始
- 平成 29 年度 子育て世代包括支援センター設置
- 平成 30 年度 基幹型地域包括支援センター設置
- 令和元年度 総合福祉会館供用開始
- 令和 2 年度 基幹相談支援センター設置

(3) 新たな計画の策定に当たって

平成 27 年に策定した「姫路市地域福祉計画」が令和 2 年度（2020 年度）に終了することから、社会経済情勢や、本市における地域福祉を取り巻く現状、団塊の世代が 75 歳以上になる「2025 年問題」、さらに団塊ジュニア世代が高齢者になる「2040 年問題」への対応等を踏まえ、「自助」、「共助」、「公助」の適切な役割分担の下、市民が住み慣れた地域で健やかな暮らしが出来るよう、地域に根ざしたきめ細かな福祉の充実を目指して、新たな「姫路市地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本編 P 4

(1) 根拠法令

本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画であり、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と一体的に策定するものです。

(2) 他計画との関係

本計画は、姫路市総合計画を上位計画とし、姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画、姫路市障害福祉推進計画、姫路市子ども・子育て支援事業計画、ひめじ健康プラン（姫路市保健計画）等の分野別計画を横断して、本市の地域福祉における基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。

3 計画の期間

本編 P 6

計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 6 か年とします。

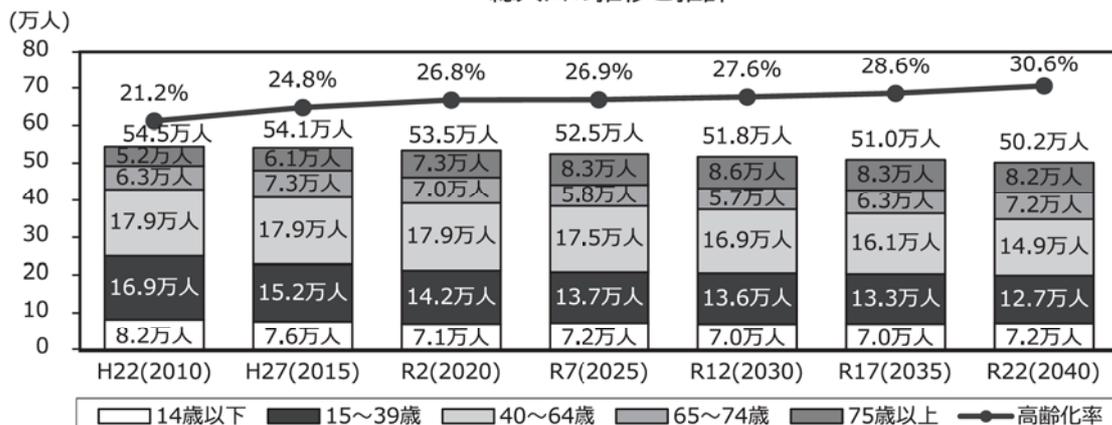
4 姫路市の現状

本編 P 8

総人口の推移と推計

本市の総人口は、減少傾向となっており、令和 2 年 9 月末現在で 534,580 人となっています。年齢別で見ると、生産年齢人口（15～64 歳）の減少傾向が続き、高齢者人口（65 歳以上）は増加傾向となることが予想されます。

総人口の推移と推計



※令和 2 年度までは各年度 9 月末時点(市情報政策室「町別人口・年齢別人口」)

※令和 7 年度以降の推計にあたり、本計画では、姫路市総合計画(2021 年 3 月策定)で目標として定める人口「目指す 2030 年の定住人口 51.8 万人」を基礎とした

※高齢化率は実人数で算出

私たち一人ひとりが互いに支え合い、
住み慣れた地域で健やかな暮らしができる
福祉のまちづくり

(1) 地域福祉を支える環境づくり

市民が住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域における多様な地域福祉の担い手の連携を強化し、地域住民による支え合い活動を促進するとともに、地域生活課題を地域の住民が共に理解し合い、意識の共有を図ることができるよう、地域福祉の意識の醸成を図ります。

(2) 支え合いを支援する仕組みづくり

地域での支え合いを支援するために、地域課題や地域の住民が抱える生活課題について包括的に相談でき、適切な支援を受けられるような仕組みづくりを行います。また、成年後見制度や市民後見制度などの周知・啓発や虐待等についての早期発見・早期通報につなげる取り組みを充実します。

(3) 健やかな暮らしを支えるまちづくり

だれもが、地域で健やかな暮らしが送れるように、さまざまな人に配慮した住みよいまちづくりを進めるとともに、日頃から地域の助けあいの中で防災・減災や防犯に取り組むことで緊急時に備えるとともに、安全安心に暮らせる地域を目指します。

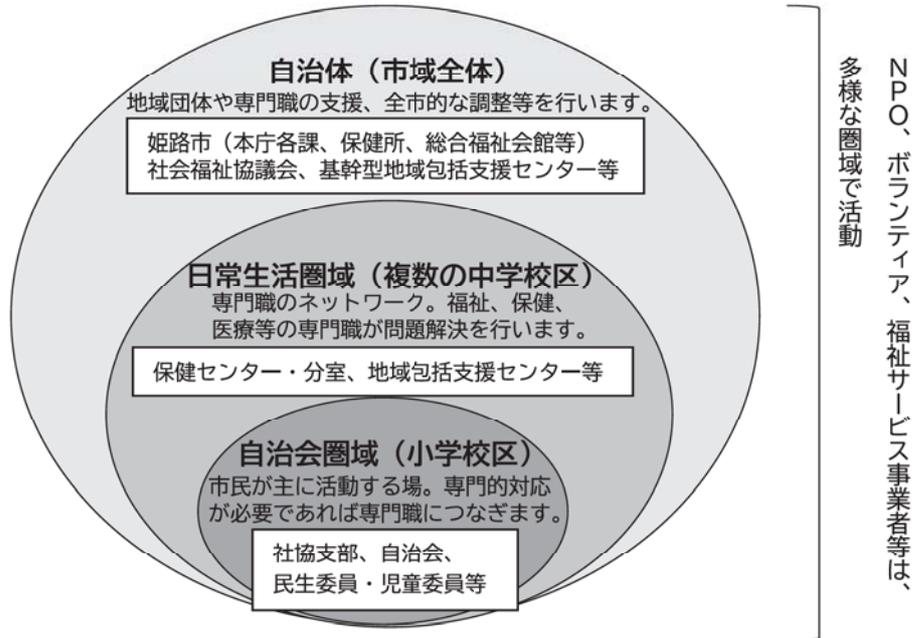
三つの基本方針に共通する事項として、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業について関係者が意見交換を進め、包括的な支援体制の構築を目指します。

7 施策展開の考え方

本編 P 25

地域福祉の担い手の役割を明確化し、活動範囲（圏域）を設定し、連携の仕組みを構築することで担い手の連携をスムーズにするとともに、地域における福祉課題やニーズを把握し、きめ細かく対応します。

【圏域設定の考え方】



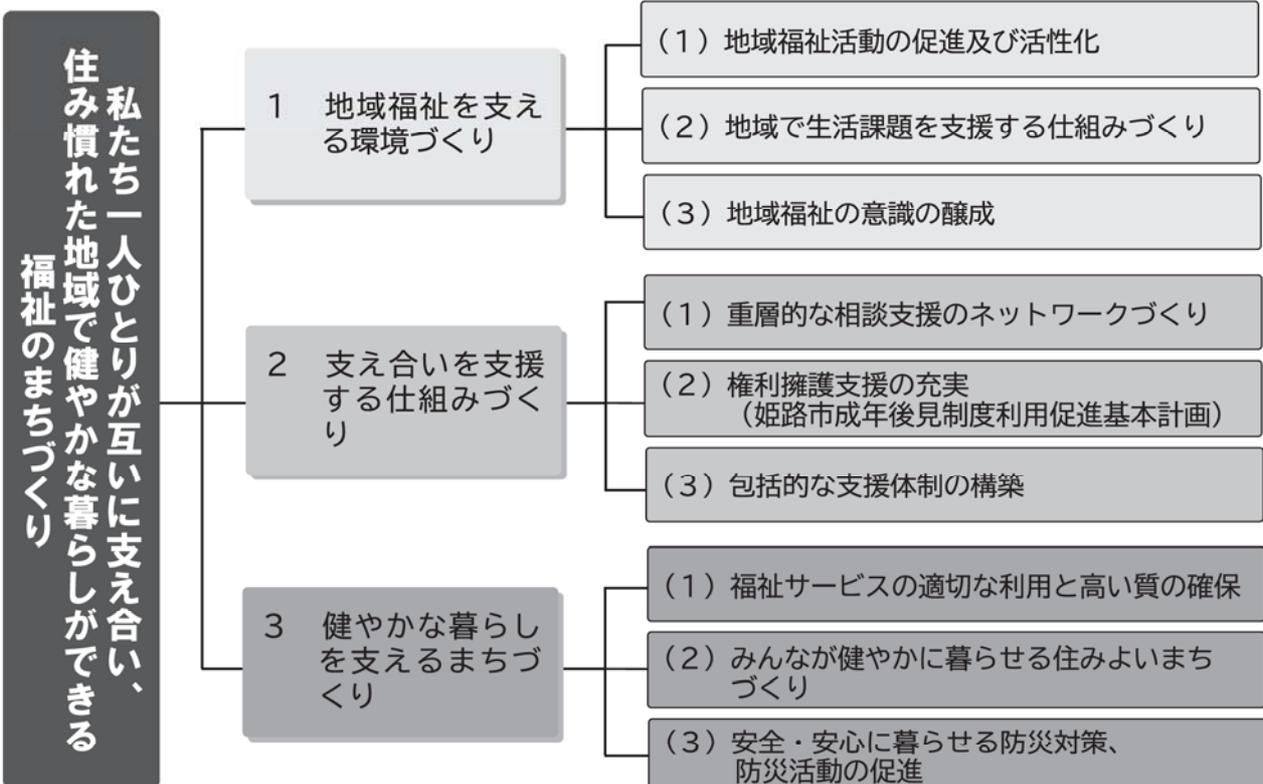
8 施策体系

本編 P 26

[基本理念]

[基本方針]

[施策]



地域福祉を支える環境づくり

施策 1 地域福祉活動の促進及び活性化

それぞれの圏域で地域福祉活動が持続的に行われるよう、活動団体への支援や担い手を育成し、地域福祉活動の促進及び活性化に取り組みます。

【重点方策】

自治体	日常生活圏域	自治会圏域
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会との連携・協働 総合福祉会館を拠点とした地域福祉活動の展開 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な実施主体の参画・育成の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉コミュニティの活性化

施策 2 地域で生活課題を支援する仕組みづくり

地域での多様な活動主体の協働により、支援が必要な人の生活課題を支援する仕組みづくりに取り組みます。

【重点方策】

自治体	日常生活圏域	自治会圏域
<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の関係者等による会議の開催 地域自立支援協議会の開催 医療と介護の連携の推進 共生型サービスの周知 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議の充実 地域子育て支援拠点事業の充実 生活支援サービスの充実 地域包括支援センターの機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティソーシャルワーカーによる支援 民間事業者等による見守り体制づくり 地域に密着した見守りの推進

施策 3 地域福祉の意識の醸成

地域住民同士が気かけ合う関係を構築し、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するよう、地域福祉の意識の醸成に取り組みます。

【重点方策】

自治体	日常生活圏域	自治会圏域
<ul style="list-style-type: none"> 啓発活動の充実 総合福祉会館の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 交流活動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉教育の推進 学習機会の確保

施策1 重層的な相談支援のネットワークづくり

本編 P 38

支援が必要な人に適切な情報が届くよう、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、複雑化・複合化する地域生活課題に対応できる重層的な相談支援のネットワークづくりに取り組みます。

【重点方策】

自治体	日常生活圏域	自治会圏域
<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的相談支援機能の整備 ● 相談支援体制の周知 ● 生活に困窮した人への相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 包括的な相談窓口とアウトリーチ支援の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域づくりを促進する連携強化

施策2 権利擁護支援の充実（姫路市成年後見制度利用促進基本計画）

本編 P 41

高齢者や障害のある人などの尊厳を守る取り組みを行うとともに、支援関係機関との連携により、安全に暮らせる環境づくりに取り組みます。また、成年後見制度の活用など権利擁護支援の充実に取り組みます。

【重点方策】

自治体	日常生活圏域	自治会圏域
<ul style="list-style-type: none"> ● 姫路市成年後見支援センターの活用 ● 制度の普及啓発 ● 権利擁護支援センターの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の支援関係機関での権利擁護支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断能力に不安がある人への支援

施策3 包括的な支援体制の構築

本編 P 44

生活に困窮した人等が適切な支援を受けることができるよう、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

【重点方策】

自治体	日常生活圏域	自治会圏域
<ul style="list-style-type: none"> ● 生活に困窮した人の自立に向けた支援 ● 障害のある人の自立に向けた支援 ● ホームレス自立支援体制の推進 ● 自殺対策の推進 ● 再犯防止の推進 ● ひきこもり状態にある人への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 谷間のない包括的な相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における生活に困窮した人の早期発見

施策 1 福祉サービスの適切な利用と高い質の確保

本編 P48

支援が必要な人が適切なサービスにつながり、質の高いサービスが利用できるよう、情報提供の充実とともに、人材育成等サービスの質の確保・向上を図ります。

【重点方策】

自治体	日常生活圏域	自治会圏域
<ul style="list-style-type: none"> 情報提供の充実 福祉サービスの質の確保・向上 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に開かれた施設運営の促進 	

施策 2 みんなが健やかに暮らせる住みよいまちづくり

本編 P49

子どもから高齢者まで、すべての人が生涯を通じて生きがいをもって安心して暮らすことができるよう、健やかにみんなが住みよいまちづくりに取り組みます。

【重点方策】

自治体	日常生活圏域	自治会圏域
<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインのまちづくり 参画と協働の推進 生涯を通じた健康づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連施設等のバリアフリー化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動の場の確保 地域福祉活動拠点の整備 買物支援サービス事業の実施

施策 3 安全・安心に暮らせる防災対策、防災活動の促進

本編 P51

災害時に支援を必要とする人が避難できるよう、平常時における地域での見守りや支え合いを推進し、地域の実情に応じた支援体制づくりに取り組みます。

【重点方策】

自治体	日常生活圏域	自治会圏域
<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所運営体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 地域拠点施設における要援護者支援 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に根ざした要援護者支援と見守りの推進

10 計画の進行管理

本編 P53

計画の期間中は、計画に定めた施策を着実に推進していくことを基本に、計画の進捗状況や地域福祉を巡る社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、必要に応じて柔軟に見直すこととします。

なお、地域団体、支援関係機関の関係者等で構成する会議を設置し、計画の進行及び成果の評価等を行い、協働による地域福祉の推進を図っていきます。

姫路市地域福祉計画 概要版

姫路市 健康福祉局 保健福祉部 保健福祉政策課
〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
TEL : 079-221-2455 / FAX : 079-221-2489